

◆◆◆—————2025.12.2—————

一般社団法人 日本介護支援専門員協会
メールマガジン No.1374

◆◆◆

.....【お知らせメニュー】.....

1. 社会保障審議会介護保険部会（第129回 R7.11.20）
一ケアプラン有料化、厚生労働省が初の具体案 複数のたたき台を机上に
給付管理の実費徴収案も
 2. 最近の介護保険最新情報等
-

◆—————【1】社会保障審議会介護保険部会（第129回 R7.11.20）—————◆

一ケアプラン有料化、厚生労働省が初の具体案 複数のたたき台を机上に
給付管理の実費徴収案も

【記事作成：介護ニュースJoint】

□2027年度に控える次の制度改正に向けた協議を重ねている審議会（社会保障審議会・介護保険部会）で20日、居宅介護支援のケアマネジメントで利用者負担を徴収することの是非が改めて取りあげられました。

厚生労働省は今回、利用者負担を仮に導入する場合の具体的な仕組みを初めて議論のテーブルに載せました。

利用者の所得状況を金額に反映させる案のほか、給付管理業務の実費相当分を求める案、住宅型有料老人ホームの入居者を対象とする案などを列挙。これから年末にかけて、更に議論を深めていく構えをみせました。

厚生労働省の関係者は会合後、「あくまで一案。委員の意見を聞くために複数のパターンを出した。利用者負担を導入するか否かも含め、まだ施策の方向性を固めるところまで至っていない」と強調しました。

居宅介護支援の利用者負担の導入をめぐり、厚生労働省が会合で提示した「たたき

台」は大きく3つあります。以下の通りです。

（1）所得に応じた徴収

他のサービスと同様に幅広い利用者に負担を求めつつ、個々の所得状況を反映させることをどう考えるか。

（2）住宅型有料老人ホームの入居者から徴収

実質的な機能が介護施設や介護付きホームと同様になっていることを踏まえ、制度の均衡や公平性を保つ観点から、住宅型有料老人ホームの入居者に利用者負担を求めるなどをどう考えるか。

（3）給付管理業務の実費相当分を徴収

給付管理は負担が大きく、必ずしもケアマネジャーだけが担わなければいけない業務ではないほか、他の介護サービス事業所の請求事務を代替している性格が強いことを踏まえ、ICTによる効率化が十分に進展するまでの間、業務の実費相当分を利用者負担として求めることをどう考えるか。

◆依然見えぬ着地点

会合では委員から、そもそも居宅介護支援に利用者負担を導入することに対し、厚生労働省の「たたき台」も含めて反対意見が続出しました。

当協会より委員として出席した小林広美副会長は、「利用者負担を導入すればサービスの利用控えが生じ、必要な支援にたどり着けない高齢者が増える恐れがある」と指摘しました。そのうえで、「介護支援専門員の事務負担をかえって重くすることにもなる。ケアマネジメントの公正・中立を保つ観点からも、現行の10割給付の維持を強く求める」と訴えました。

続けて、「個々の所得状況に応じて利用者負担を課すこと、ケアマネジメントの公正・中立を阻害する恐れがあるため、慎重に考えるべき」と念を押しました。

このほか、一部の委員からは、「制度の持続可能性を確保するためには、一定の利用者負担を求ることは避けられない」「給付と負担の不断の見直しが欠かせない」との意見も出ました。厚生労働省は引き続き調整を進める方針です。この議論がどこへ向かうのか、最終的な落としどころは依然として見通せません。

◆ 訪問・通所の軽度者の給付外し 厚生労働省が見送りを検討

要介護1・2の高齢者を対象とした訪問介護と通所介護を市町村の総合事業に移管する構想について、厚生労働省は2027年度に控える次の制度改革での断行を見送る案を検討しています。

この日の会合では、「引き続き包括的に検討していくことをどう考えるか」と投げかけました。次期改正で構想を直ちに具体化するのではなく、当面は検討を深める段階にとどめることを一案として示した格好です。

市町村の総合事業がまだ発展途上で、地域によっては十分に機能していない現状を踏まえた提案です。要介護1・2の高齢者に専門職が関わることの重要性も考慮しました。

サービスの質の低下や事業所の経営状況の更なる悪化につながる懸念が強いため、日本介護支援専門員協会を始めとする介護現場の関係者から強い反対の声があがっていた経緯があります。

要介護1・2の高齢者への訪問・通所を総合事業に移管する構想は、財務省がこれまで繰り返し実現を求めてきた改革メニューです。限られたリソースを重度の高齢者に重点化しつつ、給付費の膨張の抑制につなげる狙いがあります。

今回の審議会では委員から、「要介護1の生活援助など、できる部分から始めるという視点があってもいい」との声があがりました。ただ、大勢を占めたのは厚生労働省の検討のスタンスに賛同する委員。介護現場の関係者からは、構想の具体化を確実に見送るよう求める声が相次ぎました。

厚生労働省の関係者は会合後、「年末の取りまとめに向けて引き続き調整を進める」と述べるにとどめました。

▽▼資料はこちらから（厚生労働省ホームページ）

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_66123.html

◆◆◆◆◆
【2】最近の介護保険最新情報等
◆◆◆◆◆

□介護保険最新情報 vol.1443

介護保険法施行令の一部を改正する政令の公布について（通知）

<https://www.jcma.or.jp/?p=908075>

□介護保険最新情報 vol.1444

「医療・介護等支援パッケージ」及び「重点支援地方交付金」の双方の活用について

<https://www.jcma.or.jp/?p=908076>

□令和7年度介護職員の働きやすい職場環境づくり内閣総理大臣表彰及び厚生労働大臣表彰の説明会について

<https://www.jcma.or.jp/?p=908077>

◆◆◆◆◆
現在募集中の研修等（詳細はリンク先をご確認ください、一部、要ログイン）
◆◆◆◆◆

□市民フォーラム「認知症とともに生きる時代へ」

～“わたし”を大切にする認知症ケア～（12/6 長野市 締切間近！）

★参加費は無料で、どなたでも参加いただけます！

<https://www.jcma.or.jp/?p=905598>

□実例から学ぶ！ケアマネジャー人材確保のヒント

～厚労省の動向と実例から読み解く、これからの採用戦略～

<https://www.jcma.or.jp/?p=899676>

□法的視点からの介護支援専門員業務

～介護支援専門員の業務範囲の考え方に関する研修会～

<https://www.jcma.or.jp/?p=907606>

◆◆◆◆◆
【広告】20周年記念全国大会スペシャルスポンサーのご案内
◆◆◆◆◆

今年度開催された「第19回一般社団法人日本介護支援専門員協会20周年記念全国大会」のスペシャルスポンサーのご紹介です。

パラマウントベッド株式会社 <https://www.paramount.co.jp/>
株式会社最中屋 <https://monakaya.com/>

◆◆◆◆◆
【広告】日本福祉大学社会福祉総合研修センターが運営する求人情報掲載サイト
「FUKU+JOB（ふくたすジョブ）」
◆◆◆◆◆

「FUKU+JOB（ふくたすジョブ）」とは、日本福祉大学が運営する福祉分野に関連した情報を掲載する求人情報掲載サイトです。

創立70周年を迎える、数多くの福祉従事者を輩出してきた日本福祉大学の新たな取組みとして、本学園内の学生や就職・転職を目指す社会人を中心に福祉業界で働きたい、活躍したい方のキャリアに有益な情報を掲載しています。

本サイトが主催となり就職フェアも開催！福祉分野に興味のある求職者と法人・事業所が直接接触できる機会も提供しています！

今ならふくしの人事応援キャンペーンとして、2026年3月末まで本サイトへの求人情報掲載料が無料！もちろんアカウント登録も無料で実施できます！
この機会にぜひ求人情報掲載をご検討ください！

<https://fuku-job.netnfu.ne.jp/>

【広告】【全会員様向け特別特典】

介護業務支援「むすぼなAI」3か月無償トライアルのご案内

申込期間：25年12月～26年2月まで（先着500名様）

※申込状況により希望に添えない場合があります。

むすぼな AI 1周年記念といたしまして、初期費用を25年12月より大幅に見直しをいたしました。

【価格】初期費用：通常コース 20万円 ⇒ 9.8万円 居宅向けコース 3万円 ⇒ 1.98万円

■ むすぼな AI とは

ケアプラン・各種帳票作成を簡単にし、事務負担を大幅軽減する介護特化 AI です。

3か月無償トライアルへのお申し込みは[こちら](#)

https://docs.google.com/forms/d/1aiHkYnMFB_IRu5KnRsHEs2N442ohLFjyWdvOR6szi-0/edit

□ご登録アドレスについて

- ・メールアドレスの変更等、会員情報に関しては下記ページにて承っております。
(会員専用 My ページ>会員情報の変更)

https://www.jcma.or.jp/?page_id=28

- ・配信先をスマートフォンや携帯電話、パソコンのメールアドレスに設定する等、受信する環境によって使い分けていただくことを推奨します。
 - ・システムの都合上、同じメールアドレスで複数の方が登録されている場合、ご登録いただいた人数分が配信されてしまいます。できましたら、個人アドレスへの変更をお願いします。

□メールマガジンについて

- ・メールマガジンのバックナンバーは、ホームページの会員専用 My ページに掲載しています。
 - ・メールのレイアウトが崩れて見える場合は「MS ゴシック」や「Osaka 等幅」など等幅フォントでご覧ください。

- ・本メールの送信アドレスに、返信やお問い合わせを頂いてもご返答することができません。ご不明な点・ご質問などございましたら、下記お問い合わせ先までご連絡ください。

発行：一般社団法人日本介護支援専門員協会

メール info@jcma.or.jp

ホームページ <http://www.jcma.or.jp>

Facebook ページ <https://www.facebook.com/caremanager.japan/>

〒101-0052 東京都千代田区神田小川町1丁目11番地 金子ビル2階

TEL.03-3518-0777 FAX.03-3518-0778

◆個人情報保護方針について

<https://www.jcma.or.jp/?p=5291>
